

●香川県告示第251号

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第1項第8号、法第53条第1項第6号、法第56条第1項第1号の規定による法別表第3（に）欄5の項及び法第56条第1項第2号ニの規定に基づき、都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域における建築物に係る制限を次のように指定する。

令和3年5月31日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 指定区域と数値

指定区域	法第52条第1項第8号の規定に基づく数値	法第53条第1項第6号の規定に基づく数値	法第56条第1項第1号の規定による法別表第3（に）欄5の項に基づく数値	法第56条第1項第2号ニの規定に基づく数値
三豊都市計画区域のうち用途地域の指定のない区域	10分の20	10分の7	1.5	2.5

2 指定年月日

令和3年5月31日